

## 2. 方法

本研究は、令和3年度から4年度の2年間で行った。特別な教育的ニーズのある子供に焦点を当てながら教科指導を整理し、「多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮」の考え方や、個に応じた配慮の例を資料として提案する。また、通常の学級における個と集団を意識した環境や、子供の思いや願いを踏まえた実践を紹介する。なお、本稿では、学級全体を対象とした配慮を含む場合には、「教科指導上の配慮」、個々の子供を対象とした配慮の場合には、「教科指導上の個に応じた配慮」と表記する。

以下、研究の概要（図2-1）、研究の経過、研究協力校等との協議等を紹介する。

### 2-1 研究の概要

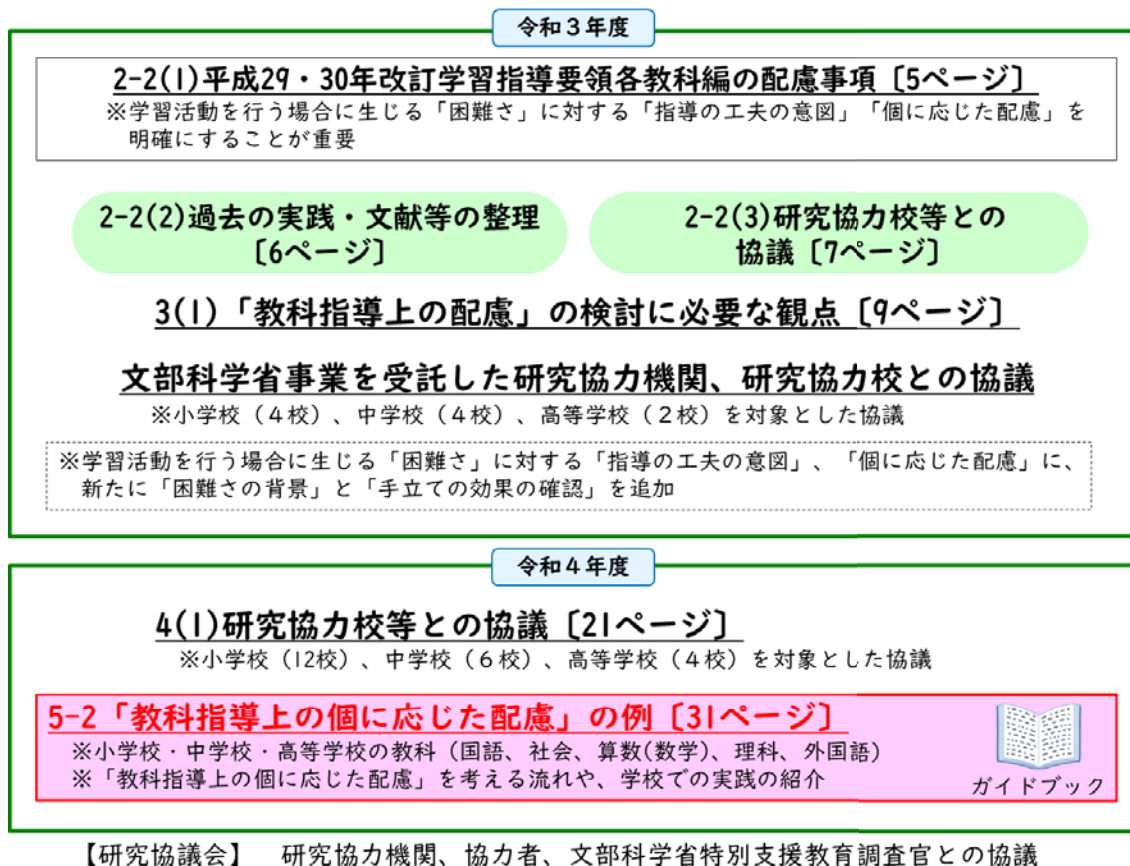


図2-1 本研究の概要と報告書の対応するページ数

令和3年度は、平成29・30年改訂学習指導要領各教科編の配慮事項に示されている学習活動を行う場合に生じる「困難さ」に対する「指導の工夫の意図」、「手立て」を参考に、過去の実践・文献等の整理や、研究協力校等との協議により、「教科指導上の配慮」に関する情報収集を行った。また、各自治体が作成しているガイドブックや学校での実践等から、

特別な教育的ニーズのある子供に焦点を当てながら教科指導を整理し、「教科指導上の配慮の検討に必要な観点」をまとめ、「教科指導上の個に応じた配慮」を整理した。本研究が個と集団を意識した環境や、子供の思いや願いを踏まえた実践についても注目していることから、これらについても情報収集や協議を行った。

令和4年度は、研究協力校等との協議をとおして、「教科指導上の個に応じた配慮」の例を検討し、「教科指導上の個に応じた配慮」を考える流れとあわせて、資料としてまとめた。作成した資料は、後日、ガイドブックとしてまとめる予定である。

## 2-2 研究の経過

### (1) 平成29・30年改訂学習指導要領各教科編に示されている配慮事項

学習活動を行う場合に生じる困難さとして次のように整理されている。下線部は、学習上の困難さとして整理された内容となる。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童（生徒）が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童（生徒）などの指導に当たっては、個々の児童（生徒）によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

※下線は筆者が追記

以下、小学校、中学校、高等学校の国語の学習活動を行う場合に生じる困難さとして記載されている内容の一部を紹介する。

#### ○平成29年改訂小学校学習指導要領解説国語編

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・文章を目で追いながら音読することが困難な場合（困難さ）には、自分がどこを読むのかが分かるように（指導の工夫の意図）、教科書の文を指等で押さえながら読むように促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用するなどの配慮をする（個に応じた手立て）。

（以下、省略）

※括弧内、下線は筆者が追記

○平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説国語編

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合に (困難さ) は、生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう (指導の工夫の意図)、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする (個に応じた手立て)。

(以下、省略)

※括弧内、下線は筆者が追記

○平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説国語編

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合 (困難さ) には、生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう (指導の工夫の意図)、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする (個に応じた手立て)。

(以下、省略)

※括弧内、下線は筆者が追記

## (2) 過去の実践・文献等の整理

### ①文部科学省実施事業

本研究では、これまで文部科学省が実施した教科指導や合理的配慮の提供、ICT を活用した事業の成果報告書等の確認を行った。また、同事業を受託した県教育委員会と「子供の集団を対象とした指導・支援」「個々の子供を対象とした指導・支援」に関する情報交換を行った。

- 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業

福井県（平成 29～令和元年度）、滋賀県（平成 28～30 年度）、  
山口県（平成 29～30 年度）

- 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

福井県（平成 30～令和 2 年度）、山口県（平成 30～令和元年度）、  
鹿児島県（平成 30～令和 2 年度）

- 学習上の支援機器等教材活用評価研究事業

福井県（令和元年）、山口県（平成 30～令和元年度）

## ②教育センターが作成しているガイドブックや実践事例集等

全国の都道府県及び政令指定都市の教育センターや教育委員会等が作成しているガイドブック等の資料について、情報収集・整理を行った。特に、本研究の参考となる通常の学級における教科指導に関連する内容として、「通常の学級に関すること」(104件)、「障害特性指導・支援に関すること」(224件)、「合理的配慮に関すること」(75件)、「交流及び共同学習に関すること」(69件)、「個別の指導計画に関すること」(117件)、「授業のユニバーサルデザインに関すること」(44件)、合計633件に注目した。

さらに、通常の学級における教科指導上の配慮の観点から、記載内容についてカテゴリーに分けてその内容を確認した上で、研究協力者や研究協力機関との協議も踏まえ、本研究で「教科指導上の配慮」を検討するにあたり、おさえておくべき観点を整理した。

## ③文献検索

教科指導法や合理的配慮の提供、ICT機器を活用した教科指導に関する実践について文献検索を行った。また、本研究が学校での指導や支援を検討する際に、子供の思いや願いを取り入れた実践にも注目していることから、米国で作成されているIEP(Individualized Education Program)に関する文献も参考にした。

### (3) 研究協力校等との協議

「教科指導上の配慮」を検討するために教育現場の現状把握や、課題の整理が必要となることから、研究協力機関や研究協力校等との協議を行った。研究協力機関は、文部科学省実施事業の受託経験がある都道府県や、通常の学級における教科指導に関する研究に取り組んでいる都道府県等から選定した。また、研究協力校は、発達段階(小学校・中学校・高等学校等)や背景となる特性、障害等を考慮しながら、研究協力機関から紹介のあった学校や、年間を通して通常の学級における教科指導に関する校内研究に取り組んでいる学校から選定した。なお、研究協力校等への聴き取りについては、国立特別支援教育総合研究所の倫理審査により承認を受けており、聴き取りに際して、個人や機関が特定されない形で結果を公表することを伝え、承認を得ている。

#### (質問内容)

- ・「教科指導上の個に応じた配慮」を考える際に、まず、「困難さ」「困難さの背景」「指導の工夫の意図」「個に応じた手立て」「手立ての効果の確認」のどこに注目すると考えやすいか。
- ・研究チームで作成した「教科指導上の個に応じた配慮」について、自身の実践と共通する内容や、異なる内容があるか。また、加筆修正した方が良い内容があるか。
- ・このほか、合理的配慮の提供の状況や、ICT活用等に関する実践について情報交換を行った。

<研究協力機関>

福井県教育委員会（令和3年度から4年度） 滋賀県教育委員会（令和3年度） 山口県教育委員会（令和3年度から4年度） 鹿児島県教育委員会（令和3年度から4年度） 静岡県教育委員会（令和4年度） 御前崎市教育委員会（令和4年度） 鳥取市教育委員会（令和4年度）
--

<研究協力校>

【小学校（15校）】

宮城県（2校）、神奈川県（7校）、新潟県（1校）、福井県（1校）、静岡県（1校）、滋賀県（1校）、山口県（1校）、福岡県（1校）

【中学校（7校）】

宮城県（1校）、埼玉県（1校）、神奈川県（1校）、福井県（1校）、鳥取県（1校）、山口県（1校）、鹿児島県（1校）

【高等学校（6校）】

群馬県（1校）、神奈川県（1校）、兵庫県（1校）、山口県（1校）、宮崎県（2校）

**（4）研究協議会の開催**

本研究で行った「教科指導上の配慮」に関する情報収集・整理、検討内容を基に、研究協力機関、研究協力者の実践を踏まえた協議を行い、研究の方向性を検討した。